

# 2026年度役員改選について

- ①留任者の確認 本部役員、支部長選出班の確認
- ②各丁目の役員選出班

## 2026年度の選出班

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目	7丁目東	7丁目
支部長	5班	12班	3班	ビレジ	5班	2班	7班	15班
本部役員	5班	12班	3班	アネックス	5班	2班	7班	15班
生活文化部	6班	5班	5班	戸建て2	8班	5班	3班	12班

### ③選出の注意事項

- ・集会所や公園等に集合し選出する。欠席の場合は委任扱いとする。抽選の場合はその場で開票し決定する。決まった人を班で公表する。
- ・生活文化部の選出に関して

### ④次期支部長、生活文化部の輪番

⑤新生活文化部	3月15日（日）13時	1丁目自治会集会所
⑥新本部役員の役割分担決定会議	3月22日（日）10時	1丁目自治会集会所
⑦新支部長連絡会	3月22日（日）11時	1丁目自治会集会所

### 組織変更と役員選考方法（2003年度総会資料から）

#### 1. 自治会役員の種類

(1) 会長	1名
(2) 副会長	3名
(3) 総務部長	1名
(4) 厚生部長	1名
(5) 保健衛生部長	1名
(6) 福祉部長	1名
(7) 地域スポーツ活動推進部長	1名
(8) 生活文化部長	1名
(9) 交通防犯部長	1名
(10) 子供会	1名
(11) 総務部	庶務2名 会計1名 書記若干名
(12) 会計監査	2名
(13) 支部（1～7丁目）	8名
(14) 特別部会の部長	若干名

### 役員の任期

4/1～3/31の1年間。

会長職は、自治会運営の要であり、行政（市役所、区役所）との密接な関係維持のため、会長職のみ任期は2年間とする。役員は任期を超えて再任することが出来る。

## 2. 選考方法

### (1) 選考するにあたり、役員を下記に分類して選出する

- ①本部役員 会長 副会長③ 総務部長 厚生部長 保健衛生部長  
交通防犯部長 庶務② 書記若干名 ②の数字は人数
- ②専門部長 福祉部長 地域スポーツ活動推進部長 生活文化部長 子供会代表
- ③特別役員 会計 会計監査②
- ④特別委員 は必要に応じて会長が指名する  
現在の特別委員
  - (ふれあいのまちづくり協議会代表) (つづじシニアクラブ役員代表)
  - (民生委員代表) (HP担当) (アルゼンチンアリ担当)
  - (公園管理会担当)
- ⑤支部長

### (2) 選出方法

#### ①本部役員

##### 本部候補者の選出

- ・各丁目から各1人を選出し8人の候補者をリストアップする。  
選出は、支部長選出班から候補者を選ぶ（従って、支部長と本部役員候補を併せて選ぶことになる）。
- ・一方、現役員から留任希望者及び推薦者等の本部役員候補者をリストアップしておく。
- ・3月度役員会で上記の本部役員候補者を公表する。
- ・3月末までに、上記の本部役員候補者から本部役員（11人）と職務分担を合議制で決定する。会議議長は現会長とする。
- ・4月役員会で報告する

\*本部役員は、当該年度につき班長を免除する。

選出にあたっては現支部長が立ち会う。

②支部長 : 現行通り、班のローテーションにより選出する。

③専門部役員 : 各部から選考する。

④班長 : 各班の輪番（順番）制とし、任期は原則半年間。

⑤生活文化部 : 現行通り、各班の輪番（順番）制とし任期は1年間。

⑥特別役員 : 会計、会計監査担当は会長の指名により決定

⑦特別委員 : ホームページ担当、公園管理会担当、アルゼンチンアリ担当は会長の指名により決定。その他の特別委員は、委員会・団体等からの指名。

## 3. 選出に関する補足事項

### (1) 支部長

#### ・支部長免除者

\*来期の本部役員候補・子供会本部役員・過去の支部長経験者

病気の方などの特別事情があって支部長業務を行うことができないと思われ、かつ班住民が認めた人

\*本部役員、子供会本部役員経験者の支部長免除は認めない。

- 選出方法

- ①今期の現支部長及び対象班長が協力して選出にあたる。  
選出にあたっては両者が立ち会っておこなう。
- ②選出する日及び場所をあらかじめ設定し、班全員に広報する。
- ③選出にあたっては可能な限り班全員の出席をお願いする。
- ④選出場所は、集会所もしくは集合しやすい公園などでおこなう。

- 選出手順

- ①自主的な立候補者を募る。立候補者がない場合は推薦を募る。
- ②いずれもない場合は、抽選とする。

ただし、当日出席できない人がある場合は、抽選になんでもその結果に異議をとなえないことをあらかじめ広報しておく。

上記の支部長免除者を出席者全員の了解を得た後に抽選を行う。

- ③抽選方法は、出席者全員に賛同を得られる方法とする。
- ④抽選で選ばれた人は、責任を持って支部長を受諾する。

- 報告

- ①当該班長は、班全員に下記の事項を報告（回覧板にて）する。
- ②日時、選出方法、選出者
- ③現支部長は、この結果を自治会長もしくは準ずる役員に報告する。

(2) 本部役員候補

支部長選出に準じる。

(3) 生活文化部役員

支部長選出に準じる。

ただし、選出は現部員が中心になっておこない当該班長はこれを補佐する。

支部長、生活文化部選出が偶然に同じ班となった場合は、支部長選出を優先する。

(4) 子供会役員

各丁目の子供会加入の世帯（自治会員の中の対象世帯すべて）から選出

(5) 班長

各班の輪番制とする。

班長免除者

来期の本部役員・生活文化部役員・子供会本部役員及び予定候補者

病気の方などの特殊事情があつて班長業務を行ふことができないと思われ、かつ班住民が認めた人

過去の支部長、本部役員、生活文化部員、子供会本部役員経験者は、班長を免除することはできない。

- 本部役員、子供会本部役員、班長は班長任務を免除する。
- 高齢者・病身者等は班の判断で役職を免除できるものとする。